

京都市上下水道局告示第45号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成20年11月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市伏見区竹田西内畑町12番地

今堀水道工業株式会社

代表取締役 井上 昌司

2 変更事項（営業所の変更）

京都府木津川市木津南後背159番地18から京都市伏見区竹田西内畑町12番地に変更

（上下水道局下水道部管理課）